

平成 26 年 2 月 22 日

津ヨットハーバー利用者 各位

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター  
理事長 前葉 泰幸

消費税率の改正に伴う  
津ヨットハーバー使用料金の改正について

平素は、津ヨットハーバーの運営及び当一般財団の事業等にご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

この度「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」が成立し、現行消費税 5% から平成 26 年 4 月 1 日以降 8% と正式に決定されました。

つきましては、これに伴う津ヨットハーバー施設における使用料金を下記のとおり改正いたしますので、誠に恐れいりますがご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 使用料金の改正内容 内税方式にて新税率を適用した料金に改正（別紙料金表）
- 2 適用日 平成 26 年 4 月 1 日

